

**プラント建設請負契約での注文者の協力義務違反に基づく受領遅滞**

【文献種別】 判決／京都地方裁判所  
【裁判年月日】 平成28年5月27日  
【事件番号】 平成26年（ワ）第802号、平成26年（ワ）第2654号  
【事件名】 損害賠償等本訴請求事件、請負代金反訴請求事件  
【裁判結果】 棄却  
【参照法令】 民法1条2項・413条・536条2項・632条  
【掲載誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25542802

**事実の概要**

1 平成12年3月1日、X市は、ゴミ焼却施設から排出される焼却灰を高温で溶解し、その溶解物を急速に冷却して焼却灰の減量化を図る施設を建設する事業を決定した。入札の結果、X市は、Y社との間で、平成17年3月18日、上記事業の中核施設プラントの建設請負契約を締結し、代金総額112億円余、工期を契約締結日から平成22年5月31日とした。協議の結果、YはX市に塩素成分3.7%を設計数値とする基本設計図書を提出し、X市は塩素濃度は高めに見ても2.43%になるとした。

2 Yは、平成21年12月21日までに本件プラントの機器据え付け工事を完了して第1次試運転を開始したが、たびたび不具合が生じたため、平成22年4月には、6月以降検査の合格まで、Yが一定割合の遅延損害金を支払うことに合意し、この合意に基づく支払を行っている。しかし、平成23年10月には作業員が腕に軽度の火傷を負う事故も発生したため、11月8日にX市くらし環境委員会では請負契約を解除すべきとの意見も出された。29日にYの代表者がX市に謝罪に赴いたところ、X市長は、最終期限を定めた計画の策定を要求し、期限までに引渡しができない場合には、Y側の責任で本件プラントを撤去・撤収して、X市には一切負担をかけないようにすることを明確にするように要望し、Yは趣旨に沿う回答ができるように努力することを表明した。

3 平成24年2月からYは本件プラントを総点検したが、X市はプラントの解体とX市の出捐費用をすべてYが補填することに応じない限り改

造工事の着手を認めなかったため、7月31日に、Yは、引渡期限を平成25年8月末日とし、X市に負担をかけないように「真摯に協議する」との文言を、X市の求めに応じて「真摯に対処する」旨に変更した文書を交付し、X市は最終期限の遵守とそれができなかった場合の本件プラントの解体撤去およびYの費用負担を内容とする厳命書を交付した。

4 8月11日にYは総点検に基づく改造工事を開始し、平成25年4月10日から第1次試運転を開始し、6月6日、X市の性能評価会議は第1次性能評価試験の合格を判断した。Yは、6月16日から第2次試運転を開始したが、ダストが堆積したため27日に運転を停止した。第2次試運転にX市が提供した焼却残さの塩素濃度は、基本設計図書の基準値を上回る4.6%であった。Yは、ダスト堆積対策を実施して、7月1日までに大半の対策工事を完了した。7月10日の学識経験者を交えた性能評価会議は、対策のシミュレーションの実施を求め、Yがシミュレーションを実施し、対策が効果のあることの結果を得たため、Yは7月18日の性能評価会議で報告し、実証実験の要領書を提出した。

5 7月26日の性能評価会議ではYの提案に専門的理解も示されたが、7月31日、X市は、度重なる不具合が生じ、当初の履行期限から3年以上が経過し、Yが提案する対策への信憑性に疑問があり、8月末までの工事の完了が不可能であると考えられるため、請負契約を解除する方針を決定し、8月1日、Yに対して口頭で本件請負契約の解除を通告し、5日に書面で通知した。Yは中央建設工事紛争審議会に調停を申請したが、X

市はこの調停に一切応じなかったため打ち切られた。

6 X市は、Yに対して、①平成23年11月29日以降、プラントを最終期限までに完成できない場合には、プラント全体を解体・撤去して、X市には一切負担をかけない旨を合意したため、当該合意に基づく債務の履行を求め、仮に合意がないとしても、②約定解除または③履行不能解除による原状回復を求めたのに対して、YはX市に対して、④本件請負契約に基づく残請負代金の支払を求めて反訴を提起した。

7 京都地方裁判所は、以下の理由で、X市の本訴請求、Yの反訴請求のいずれも棄却した。

## 判決の要旨

①Xが主張する合意について、X側が明示的な申込みをしたことは認められるが、Yが応じた文書はXの要望を協議する内容の文言であり、「真摯に対処する」との文言も、「Yら内部における本本文言を受け入れるに至る経緯を考慮すれば、本件解体撤去等の合意により生じる債務を負担する意思をもってかかる文言を承諾したとはおよそ認められない」ため、合意は成立していない。

②Xは、「その責めに帰すべき理由により工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき」に認められる約定解除(本件請負契約46条1項1号)を主張するが、Yは仕事の完成を主張する。この約定は「請負人の履行遅滞に基づく解除について規定していると解される」ところ、請負契約において予定された工程を一応完了した場合には瑕疵担保責任規定が適用されるが、本件請負契約は、「契約上要求された仕様を満たしているか確認検査をすることも契約上の主要な要素である」ことから、少なくとも第2次性能確認試験の合格を経ないと一応の完成とはいえず、本件ではその段階に至っていないため、債務不履行規定が適用される。本件では、平成24年7月31日にYの申込みとXの承諾によって引渡期限は平成25年8月末日へと延長されていることから、履行遅滞の解除要件は充足されていない。さらに、Xは、ダスト堆積によって平成25年8月末日までに第2次試運転を完了して、完成検査に合格できないと主張するが、第2次試運転で投与された焼却残さ成分は予定されて

いた塩素濃度を上回る濃度であって、「本件ダスト堆積がYの責に帰すべき理由によって生じたと断定することまではできない」。さらに、平成25年7月1日の時点で、Yの対策工事は大部分が完了しており、「Yが自ら提案した対策工事を完了させれば、本件ダスト対策に対し一定の効果のある結果が得られる蓋然性が高かったというべきである」ため、Yにすでに履行遅滞が生じているか、将来履行遅滞が生じるとはいえない。しかも、大規模で多額の費用を要する本件契約を考慮するとき、「Xは、本件請負契約に付随する義務として、性能評価会議における専門的意見を尊重しつつ、Yが試運転を再開することができるよう、協力すべき信義則(民法1条2項)上の義務があると解される」にもかかわらず、Yの対策提案を顧みることなくXが解除方針を決定することで、「Xは、本件請負契約に付随する前記信義則上の義務に違反しているというべきであり、受領遅滞(民法413条)が成立する。そうすると、Yは、同条の効果として、債務不履行責任を負わないことになる」ため、「いずれにしても」Xの約定解除請求は認められない。

③Xは、本件請負契約におけるYの仕事完成債務がすでに履行不能であると主張するが、Yが提案するダスト堆積の対策提案も有効・可能であり、「本請負契約におけるYによる仕事完成債務は、いまだ社会通念上履行の期待可能性がないとはいえないから、Xが主張する内容の履行不能にあたるとは評価できない」。

④YはXの責めに帰すべき事由による履行不能が生じているとして残額報酬の支払を求める(民法536条2項)が、「本件は、XがYの対策工事を明確に拒絶していることのみから、ただちに社会観念上の履行不能と評価すべき事案ではなく、公益上重要な施設の将来にかかわり、巨額の公的資金の使途における有効性にかかわることから、Xの翻意がまだ期待される……」ため、Xが受領遅滞ではあっても、Yは、いまだ工事完成義務を負っていて履行可能であり、Yが工事完成に至っていない以上、YがXに対し、本件請負契約に基づく残請負代金を請求することはできない。

## 判例の解説

一 本判決は、ゴミ焼却プラントの建設請負契

約において、いまだプラントが完成していない段階で、注文者が請負人に対して、契約の清算合意の履行あるいは約定ないし法定解除を主張し、請負人が注文者の責めに帰すべき仕事完成債務の履行不能を理由に残額報酬の支払を請求したところ、いずれも請求が棄却された事案である。したがって、この判決の結論は、当該プラント建設請負契約がなお従前通り存続しているとの判断にある。以下では、紙幅の関係から、合意解約が不成立であること(①)、さらに、仕事完成債務がなお履行可能であること(③④)を前提にして、約定解除が認められないとする判断(②)について検討を加えよう。

二 まず、本判決は、仕事の完成を境に債務不履行責任と瑕疵担保責任の適用領域を区分し、本事案では第2次性能確認試験に合格して初めて仕事の完成と評価する。仕事の未完成と瑕疵ある完成とで債務不履行責任と瑕疵担保責任との適用領域を区画する理論は、建築請負契約を始めとして広く請負契約の実務で定着している理論である<sup>1)</sup>。この理論は、本来、些細な瑕疵を口実にして報酬の支払を拒絶する注文者から請負人を保護するための理論であるから、瑕疵ある完成は、注文者の容喙なく客観的に確定されるべきであり、事実、実務は予定された仕事の最終工程の終了を一応の完成としてきた<sup>2)</sup>。

ところが、本判決のように、注文者も介入する第2次性能確認試験の合格が完成の基準とされるなら、注文者が些細な瑕疵を口実に合格を認めなければ、請負人はなお報酬の支払を請求できない。このような論理は、従来の「一応の完成」を基準とするよりは、むしろ注文者の検査・確認を経た「引渡し」を基準とする論理に近づくように映る<sup>3)</sup>。その場合に、注文者が些細な瑕疵を口実に仕事を承認せず、引渡しを拒絶するとき、請負人はどのようにして注文者による「引渡し」を実現して、報酬支払請求権の行使を確保できるのか、問題が残る<sup>4)</sup>。

三 次に、本件では、いまだ第2次性能確認試験に合格しておらず、仕事は完成していないため、債務不履行が問題となる。本判決は、契約書46条による注文者の約定解除が実質的には履行遅滞解除であるとして、引渡期限が到来していな

いことから、請負人は履行遅滞にないとする。すなわち、引渡期限は平成25年8月末日へと延長されていたところ、X市は平成25年8月1日に解除の意思表示をしたのであるから、いまだ履行遅滞に陥っておらず、また、その時点で8月末日までの仕事の完成の目途がたっていないわけでもなかったため、Xの解除請求は効力を持たないというのである。

四 本判決は、XがYの第2次試運転を再開できるように協力する信義則上の義務に違反して、「受領遅滞」に陥っていると評価する。通常、Yが仕事を完成して、その引渡しを提供するにもかかわらず、Xがその受領を拒絶する場合に受領遅滞が問題となる。しかし、本判決は、いまだ仕事が完成していない段階で、なお仕事の完成が可能であるのにXが試運転の再開を認めないことによってYの仕事の完成を阻んでいる状況を、「受領遅滞」と評価する。

今日、請負契約において注文者が請負人の仕事の完成のために協力する義務を負うことは広く認められている。それでも、たとえば、Yがダスト堆積対策など必要な対策を講じないまま試運転を要請しても、Xがそれに応じる必要がないことはいうまでもない。しかし、本判決は、Yが試運転を要請した段階で、Yが提示する対策措置が有効可能であることを認定して、Xが試運転を許諾しなかったことを、Xの協力義務の「受領遅滞」と評価する。しかし、Yが必要な対策を講じて試運転を要請するとき、Xが試運転を許諾する協力義務を前提とするなら、Xが試運転を許諾しないことは、その協力義務の不履行であって、「受領遅滞」ではないはずである。

Xは仕事完成債務についての債権者であり、債権者側の協力義務違反が問題となるが、債権者が「受領」の義務を負うかどうかはともかく、それ以外に協力義務を負うことは広く認められており、その協力義務の違反は、「受領遅滞」ではなく、協力義務の不履行となる。たとえば、硫黄鉱石の継続的売買の買主が買い受けた硫黄鉱石を引き取らなかった事例で、判例は、買主の信義則上の引取義務違反に基づく損害賠償責任を認めている<sup>5)</sup>。したがって、本件でも、Yが試運転を始めるのに必要な協力をする義務をXが負担するという場合、Xがその協力を拒絶するなら、それは受

領遅滞ではなく、協力義務の不履行である。

**五 1** 本判決がXの「受領遅滞」に言及したのは、結局、それによってYが債務不履行に陥っていないことの念押しのためである。もちろん、Xが受領遅滞であればYは債務不履行に陥らないが<sup>6)</sup>、本件では、その製造プロセスで債権者が必要な協力を拒絶するため、仕事の完成・提供がまだされていない以上、Xの受領遅滞ではない。それでも、債権者が必要な協力を怠るために債務者が債務を履行できない場合に、債権者が債務者の債務不履行を主張できるのかどうか問題となる。

本件では、Xが試運転を許諾せず、Yが履行遅滞に陥っていない状況で無効な解除の意思表示をしたため、Yはプラントを完成できないまま、引渡期限の平成25年8月末日も徒過する事態となった。しかし、Yが仕事完成債務を履行できない原因は、有効可能な対策を提示して試運転の再開を求めたYではなく、むしろ予定された塩素濃度を超える焼却残さを提供してダスト堆積の原因を作出し、あまつさえYの試運転要請に応じずに、無効な解除請求すら行ったXにある。そのような場合に、債務が履行されていない責任をYに負担させることはとうていできないであろう。

**2** ここで、Xは、引渡期限前の平成25年8月1日に無効な解除請求によって履行しない意思を明確にしたため、履行期前に履行を明確に拒絶している。しかし、Yは解除による清算を望んでおらず、本判決も、Xの翻意の可能性もあり得ることから、契約はなお履行可能なままと評価している。この場合、Xは、契約の存立を否定することによって、自らの債務の履行をしない意思だけでなく、同時に、Yの履行を受領しない意思も明確に表明しているため、債務者は弁済の提供をしなくても債務不履行に陥らないとする法理<sup>7)</sup>との接点が認められよう。

**3** Yが履行遅滞の責任を負うのは、履行期限が徒過するだけでなく、Xが履行に応じる準備ないし意思を有する場合である。たとえば、引渡期限に引渡場所に債務者も債権者も現れなければ、確かに債務は履行されていないが、仮に債務者が引渡場所に赴いたとしても履行は実現しな

かったはずである。債務が履行されていない事態は債権者にも起因するため、債務者が引渡場所に赴いていなくても、履行遅滞に陥らない。もちろん、債務者の提供がない以上、債権者も受領遅滞に陥らず、既存の債務関係がそのまま継続する<sup>8)</sup>。

本件でも、Yはいまだ仕事が完成しておらず、提供できないため受領遅滞は生じていないが、Xが必要な協力を怠るのは履行に応じる準備ないし意思が欠けているためであるから、履行期限を經過して債務が履行されていないとしても、Yもまた履行遅滞に陥らない。結局、Xの協力義務違反または履行拒絶に基づく損害賠償責任は別にして、XとYとの間の既存の請負契約が従来の状態で存続しており、本判決も既存の請負契約の存続を結論として認めたのである。

**六** 要するに、本判決は、債権者の協力義務違反を「受領遅滞」と評価することで、受領遅滞か履行遅滞かの二者択一の思考に囚われている。むしろ、本事例は、Xが受領遅滞に陥らなくともYが履行遅滞に陥らない論理が必要とされた事例と評することができよう。

#### ●—注

- 1) リーディングケースは、東京高判昭36・12・20高民集14巻10号730頁。
- 2) 前掲東京高判昭36・12・20、東京地判平3・6・14判タ775号178頁等参照。
- 3) たとえば、ソフトウェアの開発契約における仕事の完成時を納品時とする東京地判平25・5・28判タ1416号234頁も参照。
- 4) 北居功「民法改正と契約法：仕事の引渡し」法セ696号(2013年)85～86頁参照。
- 5) 最判昭46・12・16民集25巻9号1472頁。
- 6) 最判昭35・10・27民集14巻12号2733頁、最判昭45・8・20民集24巻9号1243頁参照。
- 7) 最大判昭32・6・5民集11巻6号915頁参照。
- 8) 詳細は、北居功『契約履行の動態理論Ⅰ 弁済提供論』（慶應義塾大学出版会、2013年）259頁以下を参照。債務不履行が債権者と債務者のいずれの側に由来するのかを端的に評価すべきとするのは、石崎泰雄『契約不履行の基本構造』（成文堂、2009年）275頁以下、福田清明「現行の弁済提供制度の解消と新たな債務不履行免責制度の導入」明治学院ロー21号(2014年)99頁以下。